

4問 指定法人の指定に当たっては、個人情報やプライバシーを保護するための仮名処理等の業務の在り方という問題点を認識した適切な業務規程が定められるべきであると考え、法務当局の見解を問う。

- 指定法人は、訴訟関係者の権利利益に配慮しつつ大量の民事裁判情報を適正に取り扱うことが求められることから、本法律案においては、業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること等を指定の要件としている。
- こうした要件を審査するに当たっては、公募の手続を予定しており、その詳細については、本法律案が成立した後に具体的に検討することとなるが、適切な方式を策定し、仮名処理等の業務の在り方を含めて、候補となる法人の業務執行能力を総合的かつ的確に評価してまいりたい。
- その上で、仮名処理の在り方について定めることが予定される業務規程については、指定法人の指定後に策定され、法務大臣の認可を経ることとなるが、法務省としては、認可権限の行使を通じて、適切な業務規程が定められるよう対応してまいりたい。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用に関する法律案
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務(以下「民事裁判情報

管理提供業務」という。)を行う者として指定することができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2～5 略

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

- 一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項
- 二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項
- 三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項
- 四 料金に関する事項
- 五 苦情の処理に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

2～4 (略)